

# 大阪市幼児死亡事例検証結果報告書

令和8年2月

大阪市児童福祉審議会  
児童虐待事例検証第1部会

本報告書の利用や報道にあたっては、プライバシーに十分配慮した取扱いをお願いします。

## はじめに

大阪市において発生した、令和6年の幼児死亡事例について、大阪市児童福祉審議会児童虐待事例検証第1部会（以下、「検証部会」という。）において検証を行い、報告書を取りまとめた。

本報告書では、プライバシー保護の観点から個人が特定されないよう配慮した上で、今後このような痛ましい事例の発生を防ぐため、検証を通して見えてきた問題点と課題を整理し、再発防止に向けた提言として取りまとめている。

本報告書をもとに、児童虐待防止の取組が更に強化され、こどもの福祉の向上に活かされることを切に願うものである。

### 1 検証の目的

本検証は、児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)第4条第5項に基づくこども家庭庁の通知を踏まえ、虐待による死亡であると断定できないものの、検証することで再発防止につながる教訓が得られると考えられる事例について、事実の把握や発生要因の分析等を行い、必要な再発防止策を講じることを目的として実施するものであり、関係者の処罰や批判、責任追及を目的とするものではない。

### 2 検証の方法

本検証は、検証部会において関係機関から提供を受けた記録、関係機関へのヒアリング等で入手した情報をもとに行った。

## 目 次

1	事例の概要	・・・・・・・・・・	1
2	事例の経過と関係機関の対応	・・・・・・・・・・	1
3	問題点・課題の整理と再発防止に向けた提言	・・・・・・・・・・	6
4	付言	・・・・・・・・・・	10
大阪市児童福祉審議会	児童虐待事例検証第1部会	運営規程	・・・・ 12
大阪市児童福祉審議会	児童虐待事例検証第1部会	委員名簿	・・・・ 15
大阪市児童福祉審議会	児童虐待事例検証第1部会	審議経過	・・・・ 16

## 事例 幼児死亡事例（令和6年発生）

### 1 事例の概要

A区にある集合住宅の寝室で、布団でうつ伏せで寝ている1歳の幼児が心肺停止の状態で見られ、救急隊が駆けつけて幼児を搬送したが、搬送先病院で死亡が確認された。警察の司法解剖の結果、幼児の死因は腹腔内出血で、小腸や肝臓が損傷していたほか、十二指腸と小腸をつなぐ部位が断裂していたことが判明した。なお、受傷に至った経緯は不明。

### 【家族構成】（年齢は事例の発生時）

母： 20代  
第1子： 幼児  
本児： 1歳

### 2 事例の経過と関係機関の対応

父母の生育歴	<b>【母】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 中学校卒業まで社会的養護のもとで過ごす。</li><li>・ 中学校卒業と同時に就労自立するも、その後就労困難となり、NPO法人の支援を受けながら生活。</li><li>・ 療育手帳所持、精神疾患あり。</li></ul> <b>【父】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 詳細不明。</li></ul>
母10代後半	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 母が通信制の高等学校に入学。</li><li>・ 父母が婚姻し、B区に転入。</li><li>・ 母が第1子を妊娠。若年妊娠等のため、B区要保護児童対策地域協議会に特定妊婦として登録。</li></ul>
本児出生1年前	<ul style="list-style-type: none"><li>・ B区からC区に転入。C区要保護児童対策地域協議会（以下、「C区要对協」という。）へ移管。</li></ul>
本児出生10か月前 ～9か月前	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 母と第1子が、父のDVから避難するため、C区からA区に一時的に転入。</li><li>・ その後、母は父と和解し、C区の父宅に戻る。</li></ul>
本児出生5か月前	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 母が本児を妊娠していることが判明し、C区要对協に特定妊婦として登録。</li></ul>
生後0日	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 本児が出生。</li><li>・ 本児及び第1子（以下、「本児ら」という。）の虐待状況レベルE。</li></ul>
生後1か月	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 母と父が離婚（親権者は母）。</li></ul>

生後4か月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・匿名の人物からC区役所に通告あり。C区役所職員が家庭訪問したところ、本児の額に5cmの長さ、真皮に達する切創受傷を確認。母への聞き取りでは「母が寝ている間に第1子が剃刀で傷つけてしまった」とのこと。母は第1子の手が届く位置に剃刀を置いていたことを反省している様子。</li> <li>・母の負担軽減のために保育所入所や子ども・子育てプラザ等の利用、C区役所からの定期的な訪問を提案したが、否定的。今後電話することは承諾された。</li> </ul>
生後6か月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乳児健康診査受診。予防接種は全て未接種。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・母、本児らがC区からA区に転入。</li> <li>・A区要保護児童対策地域協議会（以下、「要対協」という。）へ移管。移管時点の本児らの虐待状況レベルはE。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・母がA区役所（以下、「区役所」という。）に来所し、DV等支援措置の手続きを行う。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・区役所職員（以下、「区職員」という。）が家庭訪問を行う。本児は体調も良好で、衣類も衛生的な印象。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第1子の乳幼児健康診査（以下、「乳幼児健診」という。）未受診の件について、区職員が母に電話。翌日の発達相談を勧奨するが、都合が悪いとのこと。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・要対協の実務者会議を開催。本児らの虐待状況レベルをEからネグレクトのDに変更。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・区職員が家庭訪問。第1子について23日後の発達相談を案内。室内は清潔で、洗濯している。柵にチャイルドロック、玄関にはベビー柵があり、室内で中型犬を1匹飼育。</li> </ul>
生後7か月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・案内した発達相談に母子が来所しないため、区職員が母に電話。「用事があった」とのことであり、1か月後の発達相談を案内。</li> </ul>
生後8か月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・案内した発達相談に母子が来所しないため、区職員が母に電話。「忘れていた」とのこと。本児らの予防接種、母の精神科受診、ともに受診できていないため、予防接種や受診同行を勧奨したが、母は拒否。1か月後の発達相談を案内。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・母から区役所に電話あり。「本児がどこかで頭をぶつけて腫れている。嘔吐はなし。第1子もいるため病院に同行してほしい」とのこと。</li> <li>・区職員が同行し、D医院の受診を経て救急車でE病院へ搬送されるが、緊急性は低く、約1か月の経過観察が指示される。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・区職員が家庭訪問。第1子は元気に動き回っている。「本児は動き回りすぎてけがが多い。先日頭部にたんこぶのようなものがあり、病院を受診したが原因わからず」と申し出あり。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・区職員が数日にわたり、本児の頭部打撲の状況確認のため、母に電話や家庭訪問を行うも、母と接触できず。</li> </ul>

生後9か月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区職員が母に電話。母より「昨日まで母が風邪を引いており、電話に出られなかった」と謝罪あり。本児の打撲箇所は著変なしとのこと。</li> <li>・区職員が家庭訪問。母、本児らと面接。本児の頭部に異常はなく、機嫌も良好。母より本児の乳児後期健康診査(以下、「乳児後期健診」という。)受診票を紛失したとの申告。</li> <li>・区職員より、乳児後期健診受診票の紛失手続きの方法や第1子の発達相談、保育所入所を案内。</li> <li>・案内した発達相談に母子が来所しないため、区職員が母に電話するも、出ず。</li> <li>・数日後、母から区役所に電話あり。「先日の発達相談は、本児らがコロナに罹患して行けず。第1子について気になることがある」とのこと。同月末に訪問することとなる。</li> <li>・区職員が家庭訪問。母、本児らと面接。第1子の保育所入所が内定したが、経済的に難しく、毎日通園させる自信がないとのこと。</li> <li>・区職員より、第1子は保育所入所で発達を伸ばすとよいと伝え、予防接種及び乳児後期健診受診を勧奨。</li> </ul>
生後10か月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区職員が家庭訪問。「第1子の保育所入所の内定について、母の高校との兼ね合いで、辞退したい」とのこと。</li> <li>・第1子の鼻や額に擦り傷がある。母は「砂利道で転倒した」とのこと。本児は表情が良い。頭部の怪我についてはその後受診していないが、症状はない。</li> <li>・区職員より、保育所の内定取り消し等の手続きのため、早いうちに区役所へ来所するよう伝達。</li> <li>・前回の家庭訪問以降、約2週間母の来所がなく、区職員が家庭訪問。母は保育所の辞退届を記入。</li> </ul>
生後11か月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・母、本児らが区役所に来所。母の療育手帳の更新手続きを行う。</li> <li>・区職員が家庭訪問。本児らに特に変わった様子なし。母は「本児らの預け先の知人と予定が合わず、高校は行けていない。また、区役所の手続き関係ができていないので、あとで電話で教えてほしい」とのこと。</li> <li>・母が療育手帳の更新再交付のため区役所に来所。</li> <li>・区職員が母、本児らと面接。「本児ら2人とも体調不良で予防接種はできていない。本児の乳児後期健診は、翌月までに必ず受ける」とのこと。</li> </ul>
1歳0か月 ～1か月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区職員が、担当者変更のため、日を変えて複数回母に電話するも、出ず。</li> <li>・母から区役所に電話あり。「本児は予防接種が全くできておらず、どうすれば良いか相談したい」とのこと。後日の家庭訪問の約束をする。</li> <li>・その後、母の体調不良や都合により家庭訪問が複数回キャンセルとなる。</li> <li>・区職員が家庭訪問。予防接種はBCGから始めることとし、次週に来所するよう伝える。</li> <li>・前回の家庭訪問以降、2週間来所がなく、区職員が母に電話。母の療育手帳の更新判定の日までに来所するよう伝える。</li> </ul>

1歳2か月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・母が区役所へ来所。母は「本児らの戸籍の手続きのため、担当窓口へ先に行く」「必要書類を取るため、家庭裁判所にも本日行く予定」とのこと。</li> <li>・区職員より、予防接種のスケジュールと接種可能な病院を説明。母はその場で当日の接種予約を取っていた（後日、予約した予防接種はできなかったことを確認）。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区職員が母の療育手帳の更新判定に同行。NPO職員も同席。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・母から区役所に、本児らの戸籍の手続きが済んだ旨の連絡あり。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・母、本児らが区役所に来所。「予防接種をしたいが、スケジュールがわからない」とのこと。コロナによる予防接種の期限延長措置及びBCGの接種依頼の方法について助言。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要対協において会議を開催。本児らの虐待状況レベルを引き続きネグレクトのDとした。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・母から区役所に電話あり。本日、本児の予防接種に行く予定とのこと。</li> </ul>
1歳3か月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区職員が家庭訪問。本児の上唇の真ん中に傷があり、口の左側にかさぶたがあった。母からは「指しゃぶりで傷になった」とのこと。また、左目の瞼の上にあざと傷があり、「飼犬とのトラブル」とのこと。第1子には傷はない。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区職員が予防接種の確認のため母に電話するも、出ず。</li> <li>・数日後に電話したところ、母は「今は時間がない」とのこと。</li> </ul>
1歳4か月 【熱傷事案通告 当日～1日後】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・F病院からGこども相談センター（以下、「こ相」という。）に通告あり。</li> <li>・（通告の）3日前の午前4時に、母が熱湯でミルクを作っていたところ、本児が哺乳瓶に手を伸ばし、頭と背中に熱湯をかぶった。すぐに冷やシワセリンを塗って様子を見ていたが、同日夕方に発熱がありH病院を受診。広範囲かつ重度の熱傷があったため、E病院に搬送され入院。翌日にF病院に搬送された。</li> <li>・熱湯でミルクを作っていることや、哺乳瓶に入っている湯の量でこんなにも広範囲に熱傷することがあるのか疑問であるとのこと。こ相へ通告することについて、母にはまだは伝えていないとのこと。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・こ相職員がF病院を訪問し、熱傷事案の件を聴取。</li> <li>・熱傷のレベルは2度13%。熱傷以外のけがは見受けられない。2週間ほどで退院できる見込みとのこと。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・こ相の受理会議を開催。</li> <li>・調査継続の方針。母から生活状況、家の中でこれまでのヒヤリハットの有無、本児の受傷から病院受診までの詳細について聴取し再度会議に諮る。</li> </ul>
1歳4か月 【熱傷事案通告 3～7日後】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・こ相職員が家庭訪問。熱傷事案の件を母より聴取。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・こ相の受理会議を開催。</li> <li>・現時点では在宅方針とするが、調査と進捗管理を継続する。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・こ相職員がF病院に電話し、情報共有。</li> <li>・母が故意にミルクをかけたとは思えないと判断し、在宅方針となる見込み。今後は区役所へ引継ぎを行い、定期的な家庭訪問等により地域の見守り体制を構築したい。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・こ相職員がこ相の医師の意見を聴取。「保護者の説明する状況で本児の熱傷になりうると言えるが、背部に熱傷があるのに後頭部にないのは少し気になる」とのこと。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・母が区役所に来所。</li> <li>・熱傷についての報告あり。「明日、こ相職員が家庭訪問に来る予定で、その後、落ち着いたら区役所にも連絡する。本児が落ち着いたら家庭訪問に来てほしい」とのこと。</li> </ul>
1歳5か月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・母からこ相に電話あり。「本日退院が決まったため、本日の家庭訪問を明日にしてほしい」とのこと。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・翌日、こ相職員が家庭訪問。</li> <li>・再発防止用のベビー柵やコーナーガード等が取り付けられていることを確認。こ相が区役所と情報共有すること等を伝え、母了解。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・こ相職員が区役所に電話。情報共有。</li> <li>・在宅方針を決定したが、調査は継続する。本児は昨日退院し、本日現認。母は、「家庭訪問されること自体が緊張するので苦手」と話していた。</li> </ul>
1歳5か月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・こ相職員が区役所に電話。今後の母への支援を依頼し、ケース引継ぎを行う。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区職員がF病院に電話。入院中には母の面会あり、時間に遅れる等の問題はあものものの、本児への愛情はある。本児も面会時に母を求めている。ヒルドイドの塗布手技は理解できていると主治医が判断したとのこと。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区職員が母に電話。同月中旬に家庭訪問したい旨、留守電を入れる。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・母からこ相に電話あり。本児の熱傷も治癒してきたとのこと。</li> </ul>
1歳5か月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・母から区役所に電話あり。「同月中旬は学校があるため家庭訪問は無理」とのこと。</li> <li>・翌日以降、区職員が母に電話し家庭訪問の日程調整を行うも、母から多忙であるとのことと断られる。また、区職員が家庭訪問するも不在で、母に会えず。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問連絡票を見た母から区役所に電話あり。5日後の午後に訪問の約束をする。</li> </ul>
1歳5か月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・こ相職員が警察に電話。熱傷事案の件に関し、母について取扱い歴の照会を行う。児童虐待やDVに関する取扱い歴なしとのこと。</li> <li>・こ相の進捗管理会議を開催。最終的に家庭内事故と判断し、調査及びこ相のかかわりを終結。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要対協の実務者会議を開催。本児らの虐待状況レベルをネグレクトのDからCへ変更。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区職員が約束の日に家庭訪問するも不在。</li> <li>・4日後、区職員が再度家庭訪問するも不在。</li> </ul>
1歳6か月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事案発生（本児死亡）</li> </ul>

### 3 問題点・課題の整理と再発防止に向けた提言

本事例は、社会的養護のもとで養育を受けてきた母が、若年での出産を経て、ひとり親として本児らを養育してきたものである。母は本児らを養育する上で、困難な背景を複数抱えていた。そのため、区役所をはじめ様々な関係機関が本世帯にかかわり、母と本児らのために継続的な支援を行ってきた。一方で、母自身が社会的養護の経験者であり「こども」として日常生活や自立に向けた支援、アフターケア等の様々な支援を受けてきた立場から、本児らの「母」として養育を担う立場へと変わる中で、関係機関と十分なつながりを持つことができていたかは疑問が残る。

本検証部会においては、関係機関が母に寄り添いながら丁寧に対応してきたと考えられるものの、本児が亡くなるという事案が発生したことを踏まえ、関係機関のこれまでのかかわりを振り返り、本事例から得られる教訓を今後の支援に活かすことが必要であると考えます。

以上の点から、母の生育歴や特性を理解し、母と家庭状況を多面的に捉えたアセスメントを行う必要性等に関して、再発防止に向けた提言を行う。

#### (1) 母の人物像をイメージし、母への理解を深める

##### □ 問題点・課題

##### ア 母を多面的に捉えたアセスメントを行う

母は社会的養護のもとで育った経験があり、就労自立後に婚姻し本児らを出産するも離婚し、ひとり親として本児らを養育してきた。母には軽度の知的障がいと精神疾患があり、本事例発生時は20代であった。

区役所、NPO法人といった関係機関等が母に対する支援を行っていた。特に区役所は、本世帯に継続的にかかわり、定期的な家庭訪問等を行う中で、未受診となっている本児らの予防接種や乳幼児健診の受診の勧奨等を行っていた。しかし、母は勧奨に対し「やります」と言い、実際に受診の予約等を行うものの、その後キャンセルするといったことを繰り返し、結局は受診しないということが続いていた。このような母の対応について区役所は、支援がなくても母自らできることは一定あるが、精神的にしんどくなると支援があってもやらなければいけないことに取り組めない一面があると考えていた。

母には、その言動の本質部分が支援者には理解されにくい面があり、表面的な言動のみでは人物像を捉えることは難しく、母の生育歴や支援者との関係を含め、こどもとの関係や本人の言動等を含む詳細かつ多面的なアセスメントが必要であった。母自身を理解することは、母の求める支援を把握し、適切なアセスメントを行う上で重要であるこ

とから、支援者は母のコミュニケーション、行動（養育を含む）等を含む性格特性について具体的なイメージを掴む必要がある。

## イ 母には支援が必要であること

前記のとおり、母は支援者の勧奨に対して明確に拒否はしないものの、結局行動に移さなかった。区役所は「母は本児らに対して愛情がある」と評価していたものの、実際には予防接種や乳幼児健診、保育所入所の手続き等、本児らに関する優先すべき事項を行うことができていなかった。

区役所は、頻回なアプローチをすると母が拒否的になると感じており、何かを強く働きかけて母とのつながりが切れてしまわないよう、寄り添うかわりに努めていた。このようななかかわりの中で区役所は、母が「やります」と言いながらやらないことが、結局は抵抗されているという認識を持てていなかったものと考えられる。

また母は、本児らの「母（親側）」でありながらも若年であり、養育者としての生活経験も乏しく、まだ「こどもから若者への移行期間」にあることを念頭に、支援者は母の真のニーズを捉えた支援を行うために、母と共に考える関係性のもと、様々な選択肢を提案しながら対応するべきであった。

## ■ 提言

### ア イメージを構築し、共有する

母の考えや思いを捉え、母への理解を深める手段として、具体的なエピソードを集めて共有することがあげられる。例えば、母にとって料理は趣味のようなものであるとのエピソードがあったが、料理が趣味であることが必ずしもこどもへの愛情が安定していることにつながるわけではない。1つのエピソードだけで母を理解しないためにも、養育に関する様々なエピソードを集約し、支援者間で共有することが、母の人物像を具体的に理解する助けとなる。また、母の父母・祖父母を含む3世代の生活の様子を把握することで、世代間ジェノグラムという「縦」の視点と、母に関するエピソードという「横」の視点から多面的に母を捉えることができ、母の母親像、養育観、こども観を共通理解として持つことができるようになる。

このような共通理解を支援者が持つことは、母のアセスメントを的確に行い、母とこどもにとって必要と考えられる支援に結びつけるうえで重要である。

また、母の感情や行動、養育能力の危うさについては、母の生育歴や年齢、知的障がいや精神疾患の特性により見立てることができるため、支援者は同様の障がいのある方に関する研修等により、その行動、特性について改めて認識しておく必要がある。

### イ 「親和的抵抗」を理解する

「親和的抵抗」とは、支援者を攻撃したり、明確に拒否したりといったわかりやすい拒否ではなく、迎合する言動をしながらも実際には行動に移さない、それは結果的には抵抗しているのだという概念である。

支援者が母に働きかける事柄が、一定のプロセスを経てもなお実行されない場合、支援者は母の「やります」という言葉に惑わされず、その状況が「親和的抵抗」であると早期に認識するべきであった。そうすることで、同様のアプローチを繰り返すだけでなく、別の方策を検討し柔軟に対応方法を変えて働きかけられた可能性がある。

親和的抵抗の理由はいくつか考えられるが、その1つとしては、特に本児らに関する事柄について、関係機関に「母」としての役割を担うことを求められていると母が感じていたのではないかとと思われる。母は自身が社会的養護のもとで養育を受け、こどもとしての立場で支援を受けてきたが、本児らの出生により、関係機関からは、支援対象である「こども」ではなく「母」と捉えられる立場になり、母は「母」としてできていないから支援が必要であると思われなくなかったのではないかとと思われる。しかしながら、母の年齢や養育者としての生活経験から考えると、まだまだ、継続した支援が必要であった。

このようなケースでは、「母」としての役割を行政としてサポートができると伝えることで、母が安心して行動に移せた可能性がある。母自身が一人でできず不安に思うことは、支援者が同行して、一緒に行くことも大切である。

## (2) 母への支援に対する母の受け止め、気持ちを理解する

### □ 問題点・課題

母は、本児らに必要な予防接種や乳幼児健診を受診させない一方で、自身が困った時には、関係機関に自ら連絡して助けを求めることができていた。本児らの戸籍に関する区役所での手続きについて、支援者が関知しない間に自身で行うこともあった。

また母は、本児の熱傷事案の後にこ相の家庭訪問を受けるにあたり、ケースワーカーが来ることに不安を感じているという趣旨の発言をしており、自身の生育歴から、こ相に対して否定的なイメージを持っていたと考えられる。さらに、区役所によれば、母はいつも自身が本児らを虐待していると思われるのではないかと不安を持っていたようである。

これらのことから、区役所としては、こ相との役割分担において、母に寄り添う立場で支援しているとの認識であったが、母の認識として、こ相も区役所も同じく支援という「指導」を行う行政機関であると捉えられていた可能性がある。

### ■ 提言

支援者は、支援を行うにあたり「ポジショナリティ」の考え方を理解しておく必要がある。これは、人々が所属する集団間に存在する権力関係が、その集団に所属する個人間の関係にも影響を与えるという現象を意味する。こ相や区役所がいくら母に寄り添おうと考えていたとしても、公的機関という立場であるため、母に権力を持って指導する存在であると認識されることで、母が胸の内を明かして相談するというのは難しいということ認識しておくべきである。

区役所やこ相はこの「ポジショナリティ」を認識し、公的機関では寄り添いきれない

部分があることを理解したうえで、地域の支援者とも連携し、多様な資源を活用して、母が支援を受け入れやすくなるような対応を行うことが望ましい。

### (3) 母の抱える困難を認識し、支援する

#### □ 問題点・課題

母は若年のひとり親として、本児らを養育するうえでいくつもの困難を抱えていた。国の子ども虐待による死亡事例等の検証結果等に関する報告（以下、「報告」という。）においては、子ども虐待による死亡事例等を防ぐために留意すべきリスクが記載されており、「精神疾患や（略）知的障害などにより自ら適切な支援を求められない」「家庭として養育能力の不足等がある若年（略）の妊婦」「保護者に複雑な生育歴・過去の逆境体験がある」等があげられている。

同様の困難さを抱える母については、料理が趣味である等、母にとって強みと思われることがあったとしても、母が抱える困難や危うさというマイナスの因子が相殺されるものではなく、母の養育能力は非常に危うい可能性があるとの認識を関係機関は引き続き持つておく必要があった。

#### ■ 提言

留意すべきリスクが多いことを踏まえると、関係機関は母に拒否されることが想定されたとしても、いわば「おせっかい」くらいに手厚く、伴走しながらの支援を行うべきであったと考えられる。母の支援を行う上で、プラスの因子、強みを見つけることは重要ではあるが、一方で高いリスクを抱えたケースであることも常に認識しておく必要がある。

なお、本児らに所属があることは、本児らを日々見守るうえでも、また、母の育児負担の軽減や自身の通学保障等のためにも必要不可欠であった。そのため、一度は保育所入所が内定するも辞退したとのことであるが、再度の手続きに向け効果的なアプローチを検討し、利用勧奨を行う必要があった。このような場面では、視覚に訴えるアプローチが有効となる場合がある。母を中心とする各関係機関等の存在をエコマップなどで説明し、それぞれが母のためにどのようなことができるかを示すことで、母が支援の全体像を理解し、受け入れやすくなることもある。保育所の入所についても、単に口頭で入所を強く勧めるだけでなく、保育所を利用して本児らを預けることにより、母にゆとりが生まれるということ等、今後の見通しを絵や図で具体的に示すことにより、母の理解を促し手続きを進められた可能性がある。

### (4) ケース引継ぎにあたっての状況を共有する

#### □ 問題点・課題

本児の熱傷事案について、こ相では必要な調査や家庭訪問を行い、事故により起こりうると判断した後、区役所へ引き続きの見守りと支援を依頼しケース引継ぎを行っている。

区役所では、事案後の母へのケアの意図もあり、繰り返し母へ連絡を入れていたが、母の都合が合わなかったり、一旦は面会のアポイントメントを取るもキャンセルされてしまったりといった状況が続き、母の（親和的）抵抗に適切に対応することができず母とは接触できない間に本事例が発生した。

報告における児童虐待死亡事例においては、事例発生前に関係機関がケースと連絡が取れなくなっている例が多くあり、本事例でも、死亡事案発生前に母と連絡は取れるものの直接会うことができない期間があったことを踏まえると、この時点で個別ケース検討会議を開催するなど、区役所とこ相は状況を共有し、再アセスメントを行う必要があった。

#### ■ 提言

子どもとその保護者の支援に携わる支援者は、保護者と連絡が取れなくなったり、連絡は取れるが直接子どもの安全確認ができなくなったりした後に死亡事案が発生していることを、他の事例や報告から改めて学ぶ必要がある。

今回のケース引継ぎは、熱傷事案は家庭内の事故であるという判断のもと行われたものであるが、若年かつひとり親、軽度の知的障がいと精神疾患等による母の養育能力の危うさを加味すると、引継ぎにおいては慎重な対応が必要であった。特に、保育所や学校に通う子どもであれば、連絡なしに一定の日数を休んだ場合には関係機関間で情報共有を行うことを一般的な対応として行っていることを踏まえると、所属のない本児らについては、よりリスクを認識したうえで対応を検討する必要があったと考えられる。

それを踏まえて、子ども相談センターから区役所等へケースを引き継ぐ際には、ケースの状況に応じてではあるが、「保護者と一定期間連絡が取れない」「直接会えず子どもの姿が現認できない」「所属がない或いはなくなった」「家族構成が変わった」等の場合、再アセスメントを行う又は、こ相に協力を依頼するなどのリミットセットをあらかじめ関係機関間で決めておくことが望ましい。

## 4 付言

本市では、児童虐待の早期発見等を目的として、児童虐待事案を警察と共有する仕組みを設けている。

本児の熱傷事案については、受傷機転に疑義を抱いた医療機関からのこ相への通告を受け、こ相において調査及び検証を行った上で、警察へ取扱い歴の照会を行っている。

#### ■ 医療機関からの通告にかかる警察とこ相の情報共有について

熱傷事案については、医療機関より本児を診察した医師の疑義を付しての通告があった。しかし、母からの聴取内容、訪問による調査及びこ相の医師からの意見により、こ相において「家庭内の事故の可能性が高い」と一定判断したこともあり、警察に対しては、取扱い歴の照会を行うにとどまった。

警察は、事件捜査において専門的な視点を持つ機関であり、熱傷事案についても、通告があった初期段階から情報共有し連携することで、多角的な視点から本世帯のアセスメントを行えた可能性がある。そのため、特に医療機関からの受傷機転に疑義のある通告においては、できる限り早い段階で警察と情報共有を行い、連携できるよう検討すべきである。

# 大阪市児童福祉審議会児童虐待事例検証第1部会運営規程

## 1. 総則

大阪市における児童虐待の再発防止策の検討を行うことを目的として、児童虐待の防止等に関する法律第4条第5項に規定する児童虐待を受けた児童がその心身に重大な被害を受けた事例を分析・検証し、また、児童福祉法第33条の15に基づき、被措置児童等虐待を受けた児童について本市が講じた措置にかかる報告に対し、意見を述べるため、大阪市児童福祉審議会条例、及び同条例施行規則第2条、並びに運営要綱第2条に基づき、児童福祉審議会の下に、「児童虐待事例検証第1部会」（以下、「部会」という）を設置し、その運営に関し必要な事項を定める。

## 2. 委員構成

部会の委員は、大阪市児童福祉審議会条例施行規則第2条の2に基づき、大阪市児童福祉審議会委員長が指名する委員で構成する。

## 3. 部会の会議

- (1) 部会の会議は、部会長が招集する。
- (2) 部会は委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- (3) 部会の議決は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。
- (4) 部会の議決は、これをもって大阪市児童福祉審議会の議決とする。
- (5) 部会長は、必要と認めるときは構成員以外の出席を求めることができる。
- (6) 部会長は、必要と認めるときは関係機関への調査を行うことができる。

## 4. 検証等事項

- (1) 本市が関与していた虐待による死亡事例（心中を含む）すべてを検証の対象とする。ただし、死亡に至らない事例や関係機関の関与がない事例（車中放置、新生児遺棄致死等）であっても検証が必要と認められる事例については、あわせて対象とする。
- (2) 本市が所管する児童福祉施設等（※）における被措置児童等虐待事例について、本市が講じた措置の報告を受け、意見を述べるものとする。なお、他の行政庁が所管する児童福祉施設等（※）において本市が措置した児童に関連する被措置児童等虐待事例があれば、講じられた措置の報告を受け、意見を述べるものとする。  
（※）児童自立生活援助事業者、小規模住居型児童養育事業者、意見表明等支援事業者、妊産婦等生活援助事業者、里親、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、指定発達支援医療機関、一時保護施設（一時保護委託先を含む。）、子育て短期支援事業者を指す。
- (3) 部会が、児童虐待事例について検証する内容は次のとおりとする。
  - ① 事例の問題点と課題の整理

- ② 取り組むべき課題と対策
- ③ 指導等実施後の改善状況（被措置児童等虐待に該当した場合に限る）
- ④ その他検証に必要な認められる事項

## 5. 検証方法

- (1) 部会における検証は、事例ごとに行う。なお、検証にあたっては、その目的が再発防止策を検討するためのものであり、関係者の処罰を目的とするものでないことを明確にする。
- (2) 部会は、本市から提出された情報を基に、ヒアリング等の調査を実施し、事実関係を明らかにすると共に発生原因の分析等を行う。
- (3) 部会は個人情報保護の観点から非公開とする。非公開とする理由は、検証を行うにあたり、部会では、児童等の住所、氏名、年齢、生育歴、身体及び精神の状況等個人のプライバシーに関する情報に基づき事実関係を確認する必要があるためである。
- (4) 被措置児童等虐待事案の調査については、部会が設置する事案分析アドバイザーに意見聴取のうえ、部会へ報告を要するものとする。
- (5) 事案分析アドバイザーは事務局が候補者を選定のうえ、部会の議決を得ることにより正式に選任されるものとする。
- (6) 年度途中で部会の委員改選がある場合においても、前号の定めに基づき予め選任された事案分析アドバイザーについては継続できるものとする。但し、委員から疑義が呈された場合は、この限りではない。

## 6. 報告

部会は、市内で発生した児童虐待の死亡事例（心中を含む）等について調査・検証し、その結果及び再発防止の方策についての提言をまとめ、市長に報告するものとする。

## 7. 部会の開催

死亡事例等が発生した場合、速やかに開催するよう努める。年間に複数例発生するような場合は、複数例をあわせて検証することもありうるものとする。

## 8. 守秘義務

部会委員及び事案分析アドバイザーは、正当な理由なく部会の職務に関して知りえた秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

## 9. 事務局

部会の事務局は、大阪市子ども青少年局子育て支援部管理課に置くものとする。

## 附則

この規程は、平成30年12月26日から施行する。

附則

この規程は、令和3年6月1日から施行する。

附則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和6年9月1日から施行する。

附則

この規程は、令和7年12月16日から施行し、令和7年10月1日から適用する。

大阪市児童福祉審議会 児童虐待事例検証第1部会 委員名簿

氏名	役職等	備考
倉石 哲也	武庫川女子大学 心理・社会福祉学部 社会福祉学科教授	部会長
久保 樹里	日本福祉大学 社会福祉学部 社会福祉学科准教授	
阪野 学	四条畷学園短期大学 教授	
玉野 まりこ	法律事務所つむぎ 弁護士	
西垣 敏紀	日本生命病院小児科部長	

## 大阪市児童福祉審議会 児童虐待事例検証第1部会 審議経過

令和7年4月28日（令和7年度第1回）

- ・事例の概要報告、関係機関の関与状況についてヒアリング

令和7年7月29日（令和7年度第2回）

- ・関係機関の関与状況についてヒアリング、検証協議(事実関係の整理・事例の分析)

令和7年9月12日（令和7年度第3回）

- ・関係機関の関与状況についてヒアリング、検証協議(事実関係の整理・事例の分析)

令和7年11月7日（令和7年度第4回）

- ・報告書作成に向けてまとめ

令和8年2月27日 報告書提出